

くみあいニュース

山口大学教職員組合（2019年11月15日）

第204号（2018年度-第12号）／電話：083-933-5034・メール：fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp

⚠ 大学院生担当の月給制教員は退職手当も減ってしまう ～人給マネジメント改革Q&Aで断定、モチベーション低下必至

この間、問題となっている人事給与マネジメント改革について、11月12日(火)に開催された臨時部局長会議（第182回）で「最終案」が提示されました。各学部教授会、さらには部局毎に行われた説明会でもさまざまな懸念や反対の声が出ていたにもかかわらずそれらを押し切って、一部修正点はあるものの（評価項目に「東アジア研究科における研究指導」等を追加、月給制・新年俸制とも区分Fを追加、新年俸制の上位区分S・SSの評価反映額を40万円増額、等）、ほぼ当初の案に沿ったものとなっています。

併せて提示された「人事給与マネジメント改革に関するQ&A」によれば、これまで特に懸念されていた俸給調整給である大学院手当廃止に伴う退職金への影響については、新年俸制においては「基礎額に加えることは可能である」とされているものの、月給制においては「基礎額に加えることはできない」とされており、確実に退職金の減額となることが明らかとなっています。

大学院手当支給廃止は明らかな労働条件不利益変更 ～退職金減額は100万円以上になる場合も

そもそも退職金の基礎額となっている俸給調整給である大学院手当の廃止は、たとえそれを原資に業績給が支払われるとしても、不利益変更とみなされることは、累次の判例より確認されていることです。俸給調整給という安定した手当受給が失われ、業績によって上下する勤勉手当に置き換わること自体、不利益にあたるとみなされるわけです。文科省のガイドラインで当事者の合意を得ることとされているのも、そのことを念頭においてのものと思われます。

さらに、月給制に留まった大学院担当者の退職金の削減は、場合によっては100万円を超える大幅な不利益変更となります。新年俸制に移行した場合と比べて、月給制にと留まる教員がこれほどの不利益を被ることも、全くもって理不尽であり、新年俸制への移行を事実上強制するものといふ他ありません。

大学側はこうした問題への配慮を一切行わずに強行するつもりでしょうか。「働き方改革」が言われるなか、教育現場での労働条件についても社会的な関心が集まっています。こうしたなか、このような不利益変更が、はたして社会に通用することだと考えているのでしょうか。もし原案通り実施した場合、業績給の原資の大半は俸給調整給（大学院手当）なのですから、評価基準をどのように定めても、部局によっては、かなりの大学院担当者の給与月額が今より引き下がることは明瞭です。



！不利益変更反対！

人事給与マネジメント改革「最終案」をうけ、交渉申し入れ(11/15)

11月15日(金)、この「最終案」についての人事課長等から組合への説明が行われました。組合は、こうした懸念が何ら払しょくされていないことから、説明終了後直ちに、人事給与マネジメント改革に関する団体交渉開催を申し入れました（申し入れ書は裏面に掲載）。

2019年11月15日

国立大学法人山口大学
学長 岡正朗 殿

山口大学教職員組合
執行委員長 福田



人事給与マネジメント改革に関する団体交渉開催について（申し入れ）

人事給与マネジメント改革案について、7月2日（火）の第178回部局長会議に提示して以降、9月及び10月の部局長会議及び各部局への説明を経て、11月12日（火）の第182回部局長会議で「最終案」を示されました。

その内容は文科省の求める業績評価に基づく給与決定システムを具体化した新年俸制と同様の内容を実質的に月給制教員にまで適用するという、他大学にほとんど類を見ないものであり、導入にあたっては本人の同意を必要とする文科省のガイドラインを事実上踏み出すものとなっています。そして、このような賃金制度の変更が法的には労働条件の「不利益変更」と扱われることは、累次の判例により確認されているところです。

特に今回は、業績給の原資としてそのおよそ9割までをも俸給調整給（大学院手当）を宛てるとしているため、各部局がどのように評価基準を設定しようとも、現在大学院を担当している教員の多くが結果的には給与削減となることが当然に予想されます。

しかも、月給制に留まった場合には退職金の少なからぬ減額という、新年俸制に移行する場合よりも大きな不利益変更をもたらすものとなっているところに、今回の「改革」案の重大な問題点があります。このように、新年俸制への移行を「強制」するような制度設計は、到底容認できるものではありません。

このような改革案で、果たして「合理的」で「魅力ある人事給与制度の実現を図る」ことが可能かどうか、大いに疑問となるものです。

以上述べたとおり、俸給調整給（大学院手当）を原資とする本改革案は、明らかな労働条件の不利益変更となるものである上に、不利益の程度も相当程度大きいことから、山口大学教職員組合としては同意することはできず、ただちに撤回すべきと考えます。つきましては、私どもとの団体交渉の場を早急に設定していただくよう申し入れます。